

第1問 (45点)

下記の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は、各取引の下の勘定科目から最も適切と思われるものを選び、記号で解答すること。

1. 今川商店に商品 ￥ 700,000 を販売した。代金のうち ￥ 300,000 はすでに受け取っていた手付金と相殺し、残額は掛けとした。
ア. 未収入金 イ. 仮受金 ウ. 売上 エ. 受取手形 オ. 売掛金 カ. 前受金
2. 営業活動で各地を移動するさいに利用する非接触型 IC カードに現金 ￥ 10,000 を入金した。なお、当社は IC カードに入金したさいに全額を費用計上する方法を用いている。
ア. 仮払金 イ. 現金 ウ. 前払金 エ. 通信費 オ. 旅費交通費 カ. 未払金
3. 前期に発生した売掛金 ￥ 150,000 が貸し倒れた。なお、貸倒引当金の残高は ￥ 120,000 である。
ア. 貸倒損失 イ. 雑損 ウ. 貸倒引当金 エ. 売掛金 オ. 売上 カ. 貸倒引当金繰入
4. 事務機器（取得原価：￥ 800,000、残存価額：ゼロ、耐用年数：5 年、償却方法：定額法、記帳方法：間接法）を 3 年間使用してきたが、4 年目の期首に ￥ 300,000 で売却し、代金は現金で受け取った。
ア. 備品 イ. 減価償却費 ウ. 備品減価償却累計額 エ. 固定資産売却損 オ. 現金
カ. 固定資産売却益
5. 決算において、現金の手許有高を調べたところ、帳簿残高は ￥ 580,000 であるのに対して、実際有高は ￥ 578,000 であった。原因を調査した結果、旅費交通費 ￥ 11,000 の支払い、手数料の受取額 ￥ 8,800 の記入漏れが判明した。なお、残りの金額は原因が不明であるため、適切な処理を行う。
ア. 旅費交通費 イ. 雑益 ウ. 現金過不足 エ. 雑損 オ. 受取手数料 カ. 現金
6. 前期末の決算において貯蔵品の棚卸しを行ったところ、収入印紙 ￥ 2,000 と郵便切手 ￥ 4,200 が未使用のまま残っていることが判明したため、適切な勘定に振り替えた。当期首において再振替仕訳を行う。
ア. 通信費 イ. 繰越商品 ウ. 損益 エ. 租税公課 オ. 仕入 カ. 貯蔵品
7. 株主総会において、以下のように繰越利益剰余金の処分が行われた。
株主配当金：￥ 400,000 利益準備金積立額：￥ 40,000
ア. 利益準備金 イ. 繰越利益剰余金 ウ. 損益 エ. 未払配当金 オ. 資本金 カ. 預り金
8. 増資を行うため、株式 500 株を 1 株あたり ￥ 1,000 の価額で発行し、全額の払込みを受け、払込金は普通預金とした。なお、発行価額の全額を資本金とする。
ア. 利益準備金 イ. 普通預金 ウ. 資本金 エ. 繰越利益剰余金 オ. 損益 カ. 当座預金

9. 損益勘定の記録によると、当期の収益総額は ¥ 1,000,000、費用総額は ¥ 950,000 であった。この差額を繰越利益剰余金勘定へ振り替える。

ア. 繰越利益剰余金 イ. 資本金 ウ. 利益準備金 エ. 損益 オ. 雑益 カ. 雑損

10. 店舗拡張のため、土地 500 m²を 1 m²につき ¥ 15,000 で購入し、代金は登記費用 ¥ 150,000 とともに小切手を振り出して支払った。

ア. 現金 イ. 支払手数料 ウ. 当座預金 エ. 土地 オ. 未払金 カ. 租税公課

11. 従業員のために立て替え払いしていた ¥ 100,000 について、本日、全額を現金で回収した。

ア. 従業員預り金 イ. 貸付金 ウ. 従業員立替金 エ. 現金過不足 オ. 売掛金 カ. 現金

12. 上杉商店に商品 ¥ 500,000 を販売した。代金のうち ¥ 400,000 は以前に当社が振り出した約束手形を受け取り、残額は現金で受け取った。

ア. 受取手形 イ. 売掛金 ウ. 現金 エ. 売上 オ. 支払手形 カ. 未収入金

13. 北条商店に対する貸付金 ¥ 1,000,000 を、3 か月分の利息（月割計算）とともに、同店振り出しの小切手で回収した。なお、利息は年利 2%で計算する。

ア. 受取利息 イ. 借入金 ウ. 現金 エ. 支払利息 オ. 当座預金 カ. 貸付金

14. 電子記録債務 ¥ 300,000 の支払期日が到来し、当座預金口座から引き落とされた。

ア. 電子記録債権 イ. 買掛金 ウ. 電子記録債務 エ. 現金 オ. 当座預金 カ. 普通預金

15. 南蛮商会から販売用の商品を仕入れ、商品とともに以下の納品書を受け取った。なお、代金は月末にまとめて支払うことになっており、消費税は税抜方式で記帳処理している。

納品書			
天下布武株式会社 御中		南蛮商会	
商品名	数 量	単 価	金 額
ウルトラマリン（絵具）	1	¥ 50,000	¥ 50,000
ゴールド（絵具）	2	¥ 5,000	¥ 10,000
シルバー（絵具）	3	¥ 1,000	¥ 3,000
小 計			¥ 63,000
消費税			¥ 6,300
合 計			¥ 69,300

ア. 未払金 イ. 仕入 ウ. 仮払消費税 エ. 支払手数料 オ. 仮受消費税 カ. 買掛金

第2問（20点）

(1) 以下の【資料】にもとづいて各勘定に必要な記入を行ったうえで、①～⑤に当てはまる適切な金額または勘定科目（語句）を答えなさい。

【資料】

前期の取引

12月1日	得意先に ¥ 3,000,000 を貸し付け、1年分の利息 ¥ 120,000 を差し引いた残額を小切手を振り出して支払った。
3月31日	決算において、貸付金にかかる利息を適切に処理した。

当期の取引

4月1日	期首において再振替仕訳を行った。
10月1日	得意先に ¥ 2,000,000 を貸し付け、9か月分の利息 ¥ 60,000 を差し引いた残額を現金で支払った。
11月30日	前期に貸し付けた ¥ 3,000,000 が返済され、全額が普通預金口座に振り込まれた。
3月31日	決算において、貸付金にかかる利息を適切に処理した。

受取利息

3/31	()	()	4/1	()	(③)
〃	(②)	()	10/1	()	()
		()			()

(①) 利息

4/1	()	()	4/1	前期繰越	()
3/31	()	()	3/31	(④)	()
		()			()
			4/1	前期繰越	(⑤)

(2) 次の (⑥) から (⑩) に当てはまる最も適当な語句を、以下の【語群】から選んで記号で答えなさい。

必ず作成しなければならない (⑥) と (⑦) は主要簿と呼ばれる。一方、必要に応じて作成される (⑧) と (⑨) は補助簿と呼ばれる。

(⑧) は特定の勘定について項目別に記録する帳簿で、商品有高帳や (⑩) などがある。(⑨) は特定の取引の明細を記録する帳簿で、小口現金出納帳や仕入帳などがある。

【語群】

ア. 現金出納帳 イ. 売上帳 ウ. 当座預金出納帳 エ. 総勘定元帳 オ. 固定資産台帳
カ. 補助記入帳 キ. 仕訳帳 ク. 受取手形記入帳 ケ. 補助元帳 コ. 支払手形記入帳

第3問（35点）

会計期間を4月1日から3月31日までとする武田製造所の、×2年度末における次の【決算整理前残高試算表】および【決算整理事項等】にもとづいて、答案用紙の貸借対照表と損益計算書を完成させなさい。

【決算整理前残高試算表】

決算整理前残高試算表		
×3年3月31日		
借 方	勘 定 科 目	貸 方
1,797,600	現 金	
	現金過不足	5,000
821,400	普 通 預 金	
479,600	受 取 手 形	
545,800	売 掛 金	
50,000	仮 払 法 人 税 等	
245,000	繰 越 商 品	
2,700,000	建 物	
800,000	備 品	
	支 払 手 形	383,800
	買 掛 金	403,200
	貸 倒 引 当 金	50,000
	建物減価償却累計額	540,000
	備品減価償却累計額	400,000
	資 本 金	4,500,000
	繰越利益剰余金	500,000
	売 上	2,996,200
	受 取 家 賃	117,000
	受 取 手 数 料	10,100
1,792,800	仕 入	
440,000	給 料	
152,100	広 告 宣 伝 費	
81,000	保 険 料	
9,905,300		9,905,300

【決算整理事項等】

- 現金過不足の原因を調査した結果、広告宣伝費 ¥ 3,200 の支払い、および手数料の受取額 ¥ 6,800 が未記帳であることが判明した。
なお、残りの金額は原因が不明なので、決算において適切な処理を行うことにした。
- 得意先天目山商店が倒産し、前期に発生した同店に対する売掛金 ¥ 8,500 と、当期に発生した同店に対する売掛金 ¥ 4,900 が回収不能となったが、この取引が未記帳であることが判明した。
- 決算日の前日に掛けで販売した商品に品違いがあり、売価 ¥ 12,000（原価 ¥ 10,000）の商品が返品されたが、この取引が未記帳であることが判明した。
- 期末商品棚卸高は ¥ 200,000 である。なお、この金額には上記の返品分は含まれていない。
- 建物（耐用年数は30年、残存価額はゼロ）および備品（耐用年数は4年、残存価額はゼロ）について定額法により減価償却費を計上する。
- 給料の未払分が ¥ 40,000 ある。
- 受取手形と売掛金の期末残高に対して、差額補充法により4%の貸倒引当金を設定する。
- 保険料はかねてより所有している建物に対するもので、毎年同じ金額を10月1日に向こう1年分支払っている。
- 受取家賃は所有する建物の一部の賃貸によるもので、偶数月の月末にむこう2か月分として ¥ 18,000 を受け取っている。
- 当期の法人税等が ¥ 120,000 と計算されたため、仮払法人税等との差額を未払法人税等として計上する。